

平成20年7月1日
20（達）第15号
（改正）平成21年3月30日
20（達）第35号
（改正）平成23年9月8日
23（達）第22号
（改正）平成24年7月2日
24（達）第17号
（改正）平成26年12月22日
26（達）第91号
（改正）平成27年3月30日
26（達）第133号
（改正）平成28年7月11日
28（達）第15号

契約に係る公表基準について

（公表の対象）

第1条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が締結した契約のうち、機構の支出の原因となる契約（会計責任者の指定及び事務の範囲を定める規則（17（達）第18号、以下「会計責任者規則」という。）第3条第1項に基づき実施されるもの並びに会計責任者規則第3条第2項に基づき実施されるもので、会計責任者の指定及び事務の範囲を定める規則における財務部長が定める経費等の指定について（17財（通達）第1号）第2項第1号へ及びトに規定するもの並びに会計責任者規則第6条に基づき実施されるもので、前渡資金に関する責任者（海外事務所の事務所に限る。）による契約その他支出の原因となる行為をいう。以下同じ。）であって、予定価格（単価契約においては、契約期間における総発注予定金額とする。）が契約事務規程（17（規程）第70号）第32条第2項第1号、第2号、第3号又は第6号の金額を超えるもの（以下「公表対象契約」という。）は、公表を行うものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるもの、その他公表の対象とすることにより機構の業務の妨げとなるもの。
- (2) 公募型の研究費等で機構の収入又は支出に繰り入れないもの。
- (3) 契約相手先が個人であるもの、又は契約件名から生存する特定の個人及び

機構役職員の住所を識別することができるもの。ただし、本人の同意を得られたものについては、この限りでない。

(公表の内容)

第2条 前条の規定による公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 公共工事等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に規定する公共工事並びに調査及び設計業務等をいう。以下「工事」という。）の競争契約に関する内容

イ 工事の名称、場所、期間及び種別

ロ 会計規程（17（規程）第66号）第6条第1項第1号に定める契約その他収入又は支出の原因となる行為に関する責任者（以下「契約を担当する者」という。）並びにその所属する組織の名称及び所在地

ハ 契約を締結した日

ニ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

ホ 一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施の有無）

ヘ 予定価格

ト 契約金額

チ 落札率

リ 契約相手先が公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益法人（公益社団法人（以下「公社」という。）又は公益財団法人（以下「公財」という。））及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（特例社団法人（以下「特社」という。）又は特例財団法人（以下「特財」という。））で国が所管するものをいう。以下同じ。）の場合、「公益法人の区分（公財、公社、特財、特社の別）」、「国所管、都道府県所管の区分」及び「応札・応募者数」

(2) 工事の随意契約に関する内容

イ 工事の名称、場所、期間及び種別

ロ 契約を担当する者並びにその所属する組織の名称及び所在地

ハ 契約を締結した日

ニ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

ホ 随意契約によることとした根拠（企画競争又は公募の実施の有無）

ヘ 予定価格

ト 契約金額

チ 落札率

リ 再就職の役員の数（主務省所管の公益法人の場合であって、契約を締結

- した日に在職していれば、その人数)
- ヌ 単価契約の場合はその旨。その場合、契約金額欄に単価を記載したときは、予定調達総額
- ル 契約相手先が公益法人の場合、「公益法人の区分（公財、公社、特財、特社の別）」、「国所管、都道府県所管の区分」及び「応札・応募者数」
- (3) 物件の製造、財産の買入れ、物件の借入れその他の契約種別（以下「物品役務等」という。）の競争契約に関する内容
- イ 物品役務等の名称及び数量
- ロ 契約を担当する者並びにその所属する組織の名称及び所在地
- ハ 契約を締結した日
- ニ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ホ 一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施の有無）
- ヘ 予定価格(他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるものを除く。)
- ト 契約金額
- チ 落札率(他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるものを除く。)
- リ 契約相手先が公益法人の場合、「公益法人の区分（公財、公社、特財、特社の別）」、「国所管、都道府県所管の区分」及び「応札・応募者数」
- (4) 物品役務等の随意契約に関する内容
- イ 物品役務等の名称及び数量
- ロ 契約を担当する者並びにその所属する組織の名称及び所在地
- ハ 契約を締結した日
- ニ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ホ 随意契約によることとした根拠（企画競争又は公募の実施の有無）
- ヘ 予定価格(他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるものを除く。)
- ト 契約金額
- チ 落札率(他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるものを除く。)
- リ 再就職の役員の数（主務省所管の公益法人の場合であって、契約を締結した日に在職していれば、その人数）
- ヌ 単価契約の場合はその旨。その場合、契約金額欄に単価を記載したときは、予定調達総額
- ル 契約相手先が公益法人の場合、「公益法人の区分（公財、公社、特財、特社の別）」、「国所管、都道府県所管の区分」及び「応札・応募者数」

(公表の方法及び時期)

第3条 契約を担当する者は、一定期間ごとに締結した公表対象契約について、前条各号に掲げる事項を取りまとめるものとする。

2 公表は、機構のホームページに掲載する方法により、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に行うものとする。ただし、4月1日から4月

30日までの間に締結した公表対象契約については、契約を締結した日の翌日から起算して93日以内に公表を行うものとする。

- 3 契約を担当する者は、公表対象契約のうち、前項に定める日までに公表することができない特別の事情がある場合は（ただし、その原因が機構に帰する場合を除く）、公表時期について、前項の規定を適用しないことができる。
- 4 公表は、契約を公表した日の翌日から起算して少なくとも3年が経過する日まで行うものとする。

附 則

この達は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日 20（達）第35号）

この達は、平成21年3月31日から施行し、平成21年4月1日以降締結する契約から適用する。

附 則（平成23年9月8日 23（達）第22号）

この達は、平成23年9月8日から施行し、平成23年9月8日以降締結する契約から適用する。

附 則（平成24年7月2日 24（達）第17号）

この達は、平成24年7月2日から施行し、平成24年4月1日以降に締結した契約についても適用する。

附 則（平成26年12月22日 26（達）第91号）

この達は、平成26年12月22日から施行する。

附 則（平成27年3月30日 26（達）第133号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月11日 28（達）第15号）

この達は、平成28年7月11日から施行する。